

令和7年度 公益社団法人松戸歯科医師会事業計画書

1 公益目的事業

[公1] 歯・口腔機能の健康維持、増進及び公衆衛生の向上を目的とする事業

1 学術関連事業

1) 市民対象講演会の開催

口腔機能の健康維持だけでなく、歯科疾患の全身に及ぼす影響への理解を深め、もって不特定多数の市民の健康に寄与するために実施する事業。

2) 学校歯科研修会の開催

心身の成長期において、児童・生徒に対して効果的な健康教育及び効果的口腔健診のあり方を研修するために実施する事業。

2 歯科保健の啓発事業

1) 市立小・中学校児童、生徒のよい歯のコンクールと啓発ポスター標語の表彰

児童、生徒の口腔衛生への関心を高めるための教育の一環として実施する事業。

2) 「歯の健康チェック」での啓発事業

市民に参加を呼びかけ、健診により疾患の早期発見と治療の重要性を伝達すると同時に日頃、関心、疑問のある事柄の相談をうける事業。

3) 「松戸まつり」での啓発事業

10月に開催される「松戸まつり」に参加し、啓発活動を実施する事業。

4) 「広報まつど」での啓発事業

松戸市が発行する「広報まつど」に歯科情報、本会事業を紹介し、啓発に努める事業。

5) ホームページでの啓発事業

講演会案内、各種イベント情報やその結果、休日診療、会員診療所等の情報を本会ホームページに掲載、広告することで啓発に努める事業。

[公2] 地域住民の健康と福祉増進を目的とする事業

1 保育所歯科健診事業

成長期での健診で問題点があれば早期発見することで健康な発育を図る事業。

2 成人歯科健診事業

20歳以上の市民に年1回の無料歯科健診と20、30歳の節目年齢の希望者に歯面清掃を市の委託事業として実施する事業。

3 妊婦歯科健診事業

妊娠中に1回、無料歯科健診及び歯面清掃を市の委託事業として実施する事業。

4 フッ素塗布事業及びフッ素洗口事業

市のフッ素塗布実施の際、事前健診・相談に応じるとともに、実施時の事故等に対処する事業。

又、希望する施設において、日常的なフッ化物洗口を実施する事業。

5 口腔がん検診事業

歯の健康チェックの際に希望者に実施する事業。

6 企業歯科健診事業

希望する企業（事業所）従業員に健診を行う事業。

7 休日・土曜日夜間歯科診療事業

休日、土曜日、年末年始、ゴールデンウィーク、旧盆の20時より23時に実施する事業。

8 年末・年始昼間応急歯科在宅当直医事業

年末年始、ゴールデンウィーク、旧盆の9時より17時までの間、会員診療所で急病患者に対して診療を行う事業。

9 歯科相談窓口の設置事業

主に火曜日の正午過ぎより1時間程度、電話で市民からの相談に応じる事業。

10 医科医療機関、児童関連事業所等との連携事業

医科医療機関、児童関連事業所等と連携し、周術期等の口腔機能管理や口腔ケアを実施する事業。

[公3] 高齢者の福祉増進を目的とする事業

1 訪問歯科健診及び診療事業

かかりつけ医のいない来院困難な高齢者等に対し、居宅を訪問、歯科健診または診療を実施する事業。訪問診療用の器具の整備も行う事業。

2 医科医療機関、介護関連事業所等との連携事業

医科医療機関、介護関連事業所等と連携し、高齢者や要介護者の健康保持、福祉増進に寄与することを目的とする事業。

[公4] 障がい者（児）の福祉増進を目的とする事業

1 特別支援学校への予防指導事業

支援学校児童・生徒への健診、教職員・保護者を通して保健指導を行い、口腔機能の維持、口腔衛生の伝達に努める事業。

2 障がい児への摂食嚥下指導事業

「ふれあい22」において、摂食嚥下機能の発達遅延のある幼児・児童に対し機能獲得、食べる楽しみの獲得のため、松戸市及び日本大学松戸歯学部との共催で実施する事業。

3 障がい関連機関・団体との連携事業

障がい者（児）の歯科診療、福祉増進のため、関連機関との関係を強化する事業。

[公5] 災害時における被災者支援を目的とする事業

1 松戸市防災計画に関する事業

松戸市防災計画に従って、災害時の緊急歯科診療に対処するほか、医療部門の一員として防災訓練に積極的に参加する事業。

2 松戸市急病救急医療システムに関する事業

休日等の受診困難な時間、不特定多数の市民の受難時の医療対策に他の関係機関と協力体制を構築する事業。

3 災害時の歯科診療対策事業

緊急に多数の市民への歯科診療が必要になった場合や個人歯科診療所が災害で診療不能になった場合への対策を講じる事業。

4 警察嘱託歯科医としての支援事業

身元確認のため診療録提供等の協力体制の整備、器具の備蓄等、警察嘱託歯科医として支援する事業。

2 その他の事業（相互扶助事業等）

[他1] 会誌、名簿発行等の共益事業

会誌は年1回か2回程度発行するほか、理事会情報など会員に通知すべき情報は適宜発行する。会員名簿の整備は入退会等の都度整備するほか、2年ないし3年毎に改定発行する事業。

[他2] 社会保険に関する事業

社会保険の正しい解釈と適正な診療報酬請求を期して、講習会の開催や情報の提供を適宜行う。又、疑問点、不明な事項においての相談日を月1回程度設ける事業。

[他3] 会員及び医療機関の管理に関する事業

法人運営のための会員管理のほか感染症対策等の医療機関管理、会員研修会の開催。情報の収集等の事業。